

令和2年4月10日

三河商事株式会社

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴うガス料金の特別措置について

三河商事株式会社は、経済産業省より要請を受け、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、ガス料金の支払いが困難な方へ、次のような特別措置を実施します。

1. 適用対象

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受けて、生活福祉資金貸付制度^{※1}の「緊急小口資金・総合支援資金」の貸付を受けたお客さま等で、一時的なガス料金の支払いの延期を当社にお申し出いただいたお客さま

2. 特別措置の内容

当社とガスの契約を締結しているお客さまについて
支払義務発生日より、ガス料金の支払期限日を1か月間延長いたします。

3. 問い合わせ先（窓口）

電話番号：0565-31-0773

受付時間：8：30～18：00（日・月曜日を除く）

LPガス事業部 お客様サポート課

※1 生活福祉資金貸付制度

各都道府県社会福祉協議会が、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、休業や失業等により生活費の貸付けが必要な世帯等に対して、生活費等の必要な資金の貸付け等を行う制度。

以上